

平成 25 年第 13 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第13回教育委員会会議

1 日 時 平成25年 7 月 23 日（火） 13時30分～15時10分

2 場 所 S T V 北 2 条 ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中 善 夫
委員	臼 井 博
委員	池 田 官 司
委員	阿 部 夕 子
委員	町 田 隆 敏
教育次長	西 村 喜 憲
生涯学習部長	梅 津 康 弘
学校施設担当部長	渡 邊 寛 也
計画課長	佐 藤 敬 宏
計画係員	永 田 隆
学校教育部長	金 山 正 彦
教育推進課長	井 口 誠 一
学事係長	村 田 行 信
学事係員	大 西 俊 之
学事係員	古 市 北 斗
中等教育学校担当課長	宮 地 宏 明
中等教育学校担当課長	相 沢 克 明
中等教育学校担当係長	村 上 玄 光
中等教育学校担当係長	小 林 直 人
中等教育学校担当係長	小 泉 泰 之
中等教育学校担当係員	松 本 剛 典
指導担当部長	引 地 秀 美
教職員人事担当課長	阿 地 俊 弘
人事係長	片 岡 泰
人事担当係長	中 山 明 彦
人事担当係長	三 戸 部 文 彦
人事係員	高 橋 正 樹
中央図書館長	江 本 功
調整担当課長	千 葉 真

企画担当係長	宮 野 純 一
調整係員	矢野根 聡 子
総務課長	杉 村 亮
庶務係長	井 上 達 雄
書 記	市 川 渉

4 傍聴者 9名

5 議 題

報告第1号 (仮称) 絵本図書館の検討状況について

議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定方法について

議案第2号 札幌市奨学金の奨学生選定方法の一部変更について

議案第3号 人事について (平成26年度札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の第1次検査合格者について)

議案第4号 札幌市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について

【開 会】

○山中委員長 ただいまより、平成25年第13回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、臼井博委員と池田官司委員にお願いいたします。

また、池田光司委員からは、所用により、本日の会議を欠席される旨のご連絡がございました。

本日の議案第3号につきましては、職員の人事に関する事項であり、第4号につきましては、附属機関の委員任免に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第2号及び第3号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号及び第4号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 (仮称) 絵本図書館の検討状況について

○山中委員長 それではまず、報告第1号につきまして事務局からご説明をお願いします。

○中央図書館長 中央図書館長の江本でございます。

報告第1号(仮称)絵本図書館の検討状況についてでございます。

これまで委員会会議の場では、予算説明等の中で概要をお示ししてきたところですが、検討が進んでまいりましたので、本日ご報告させていただきたいと思っております。

別紙資料をご覧ください。

A3判の資料でございますけれども、1、白石区複合庁舎の整備です。

現在の白石区役所、区民センター、隣接する保健センター、保育・子育て支援センター、ちあふるといいますが、これらの建物は、老朽化のため、新たに白石区複合庁舎として南郷通と環状通が交わる角地に移転改築が決まっております。その複合庁舎の6階に絵本図書館を新設することになります。

スケジュールでございますが、現在、複合庁舎全体の実施設計を行っており、来年度から2か年の工事を経て、平成28年春の供用開始を予定しております。

次に、2、絵本図書館の設置目的でございますが、第2次子どもの読書活動推進計画を踏まえ、子どもの発達段階に応じた本を楽しむための環境づくりに取り組んでおり、中でも、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期における読書のきっかけづくりが特に重要であると考えております。

しかしながら、既存の図書施設では、幼児にも一律に静寂性を求める必要があり、自由に楽しく本を読む環境ではなく、また、保護者を初め、子どもの読書活動にかかわる方々への読み聞かせや選書方法などの支援機能が不足していると考えております。

以上のことから、幼児期からの読書のきっかけづくりを主たる目的として(仮称)絵本図書館を設置するものでございます。

次に、3、絵本図書館の機能でございますが、大きく二つに整理しております。

機能1は、就学前の幼児及び保護者、また、幼稚園や保育所等の団体に対して、多くの絵本に囲まれ、幼児が読書を楽しみ学べる場を提供することです。

そして機能2は、子どもの読書活動に深くかかわりのある保護者やボランティア、幼稚園、保育所の指導者の方々などに対して、幼児の読書活動や読書活動を通じての子育てを支援することです。

次の4が、それら二つの機能を実現させるための演出となります。

機能1を実現するため、(1)でございますが、多くの絵本を魅力的に配架いたします。絵本冊数は中央図書館の開架絵本冊数相当の2万冊程度を目指してまいります。

また、配架方法は、幼児が絵本の内容をイメージしやすいように、極力表紙を見せるとともに、書架の高さも幼児の身長を考慮し低書架で統一いたします。

次に、(2)楽しく読書できる環境の提供でございますが、まず、既存の図書施設のように、静寂性に縛られずに、親子が安心して長時間くつろげる空間を確保いたします。

また、幼稚園や保育所等の団体での利用にも対応できるよう、ゆとりのある空間を確保いたします。

さらに、情報化の進展にも対応するため、デジタル絵本の閲覧環境等の整備についても検討してまいります。

次に、機能2を実現するため、(1)読み聞かせボランティアを育成するための研修や、(2)保護者や幼稚園・保育所の指導者等に対して本の選び方、効果的な読み聞かせのための研修を行うほか、(3)になりますが、区役所、保健センター、ちあふる等との連携により、子育て関係のセミナー等も開催いたします。

次に、5、絵本図書館の室内構成でございます。

まず、大きな割合を占める図書・閲覧室ですが、これは幼児・保護者が読書を楽しむためのスペースであり、学校の教室4つほどの広さとなります。

次に、ボランティア等活動室は、ボランティアの方々の打ち合わせや創作活動のほか、さまざまな研修、講演会等を行うスペースとして考えております。

次の体験型活動室は、幼稚園・保育所等が団体で来館した際の受け入れ、指導、休憩スペースとして、また、そのほか読み聞かせや映画の上映、工作会を初めとするさまざまな普及事業を行うためのスペースでございます。

次に、6、白石区複合庁舎6階平面図でございます。

6階には、赤い四角で囲ってあります絵本図書館のほか、左側に白石区民センター図書室、そして、右側には複合庁舎全体の食堂が配置されます。

次に、この絵本図書館の室内イメージについて、現在、検討段階のものでございますけれども、次ページをご覧くださいと思います。

7、室内イメージ等をご覧ください。

室内イメージをつくる段階では、絵本の研究者や子どもの読書活動に精通した有識者、幼稚園教諭経験者、読み聞かせボランティアの代表、それから、私ども図書館職員などで構成する意見交換会を設置し、さまざまな観点からご意見をいただきました。

下の室内イメージをご覧くださいと思います。

大きく4つのポイントがございます。

1点目は、①の部分でございますが、隣接する白石区民センター図書室との行き来を可能とするということでございます。一方で、白石区民センター図書室の静寂性を保つため、防音にも十分に配慮するということでございます。

2点目は、②青い矢印の部分でございますが、腰高よりも上を、ガラス、もしくはアクリルパネルとすることなどにより、廊下から室内の子どもの活動を広く見渡すことができ、また、隣接する白石区民センター図書室との間においても見通しを確保するなど、オープンな感じを演出することとしております。

3点目は、③の部分でございますが、授乳室やベビーカー置き場、また、子ども用トイレなどを確保し、幼児を連れた保護者に配慮するということにしております。

4点目は、④の部分ですが、絵本図書館は、隣接する白石区民センター図書室との行き来も考慮し土足としますが、この絵本の森部分では、靴を脱ぎ、くつろいで絵本を読むスペースにするというふうに考えております。

そのほか、床材はかた過ぎないものにするなど、特に子どもの安全面に配慮してまいりたいと考えております。

この室内イメージは、あくまでもたたき台でございます。今後、白石区民の代表者で構成する区民検討会のご意見も取り入れながら実施設計を進めてまいります。

また、現在は主にハード面の検討を行っておりますが、今後は、ソフト面の検討も別途有識者懇談会を設置し、検討してまいります。

委員の皆様には、今後とも、適宜ご報告させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問やご意見、要望はございませんか。

○池田（官）委員 細かいことなのですが、7番の室内イメージで、青い本棚、青く表示されている本棚が表紙を見せた配架ということで、赤の表紙を見せた配架3段となっているのですが、この青の表紙と赤の表紙の本棚は何か違いがあるのでしょうか。

○企画担当係長 青いのは若干幅が広いというだけの違いでございます。

○池田（官）委員 わかりました。

○山中委員長 静寂性で縛らないというお話ですが、縛らないといっても、わいわいと騒いでいいということはないだろうと思いますが、その辺はどういうことなのですか。

○中央図書館長 今、本館のほうは、1階部分に絵本の森がありまして、こちらに一般図書があるのですけれども、上の空間はあいております。子どもが大きな声を出したり騒いだりすると、全館に響き渡るような感じになりまして、一般のお客さんからクレームが来るといふ事情がありますので、ある程度それを抑えるようにしたいと考えております。防音をすることによって、区民センター図書室側へのクレームが低減されるようにしたいと考えているところでございます。

○山中委員長 そういう施設面での配慮はするけれども、行動規制というか、そういうものは一切ないということですか。少なくとも子どもたちが発する音声に関しては規制はなしということですか。

○中央図書館長 ある程度、親御さんもいらっしゃるので、常識を欠くような話であれば指導をするということもあろうかと思っています。

○山中委員長 その部分は結構大事ではないかと思うのです。つまり、幾ら騒いでもいいということにはならないだろうと思うので、それでお聞きしているのです。

○臼井委員 前に教育委員会の都市教委連で来たときに、美唄市の教育委員会から美唄市のまちづくりのところで、美唄市の市役所が大分小さくなってきたので、その事務部門を上を上げて、1階の部分を図書館として、中央図書館が古くなったので、そこに持って来たという話を聞いたことがありました。

そのときに、1階を図書館とするということは、小さな子どもさん連れの方がおられるので、利便性もいいのかと思って伺ったことがあったのですけれども、これを6階にされたというのは、騒音の問題等々あろうかと思うのですが、何かわけがあるのですか。

○調整担当課長 これは区役所自体が建て替えということですが、区役所機能を低層階のほうに持っていきっております。高齢者の方とかたくさんいらっしゃったりしますので、基本的に、区役所機能を低層階のほうに持っていき、そして、区民センター等の集会施設みたいなものを上層階に持っていきました。

それが全体の施設配置だったと思います。

私どもは、昔からの図書館は、合築複合施設の中でつくるときに、昔はよく1階、2階の低層階に子どもたちも来るからと言っていたときもあったのですが、現在、そういうこともなかなか言っていられなくなったものですから、その図書室フロアへのアクセスをきちんと確保するという形で、使い方には不自由のないように考えていきたいと思っております。

○山中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、報告としては以上で終わりたいと思います。

◎議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定方法について

○山中委員長 続いて、議案第1号について事務局からお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

議案第1号 市立札幌開成中等教育学校の入学者決定方法についてご説明いたします。

平成27年4月に開校する市立札幌開成中等教育学校の入学者決定方法につきましては、皆様にこれまでもご議論を重ねてきていただいたところでございます。本日は、市立札幌開成中等教育学校の入学者を決定するに当たり、基本的な考え方や手法を定めるため、議案を提出させていただきます。

それでは、お手元にお配りした資料、市立札幌開成中等教育学校の入学者決定に関する基本方針（案）をご覧ください。

こちらの基本方針案ですが、大きく分けて、Ⅰ、入学者決定の基本的な考え方、Ⅱ、入学者決定の方法、Ⅲ、移行期間における4年次編入学の三つの構成になっております。この三つを順に説明させていただきます。

まず、Ⅰ、入学者決定の基本的な考え方でございます。

市立札幌開成中等教育学校においては、基本構想にも記載しているように、6年間の連続した学びを生かして、札幌で学んだという自覚や誇りを持ちながら、将来の札幌や日本を支え、国際社会で活躍する、知・徳・体のバランスのとれた自立した札幌人を育成するということを踏まえて、以下の3点を定めております。

まず、みずから学ぶことへの興味・関心が高いこと、課題を解決するために必要な学齢相当の思考力、判断力、表現力などを身につけていることといった中等教育学校での学校生活に対する適性について、総合的かつ公正に評価し、入学候補者を選考するというところでございます。

次に、入学予定者を決定する際には、学校教育法施行規則に、公立の中等教育学校については学力検査を行わないものとする規定されている趣旨を踏まえ、受検競争の低年齢化を招かないよう十分に留意するということ。

最後に、義務教育段階を含む成長著しい6年間を一貫して見守るこの学校の特徴を踏まえ、男女比についても配慮するというところでございます。この3点を基本的な事柄として定めたところでございます。

次に、Ⅱ、入学者決定の方法でございます。

最初に1、募集等についてでございますが、(1)出願資格については、小学校等を卒業見込み、または修了見込みの者で、保護者とともに通学区域内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者としております。

次に(2)通学区域は、既に通学区域規則で定めておりますが、札幌市内全域としております。

(3)募集人員は、160名とし、男女各80名ずつとしております。

次に2、入学候補者の選考についてでございます。

まず、(1)選考方法でございますが、最初に、1次検査として適性検査を実施し、その結果と調査書の内容により、募集人員の3倍、480人以内までを1次検査通過者として選考します。出願者が3倍を超えていない場合は、全員を通過者といたします。

次に、2次検査として、1次検査通過者に対し個人面接を実施します。

2次検査実施後、適性検査の結果、調査書の内容、個人面接の結果を総合的に評価し、中等教育学校での学校生活に対する適性を踏まえて、入学候補者を選考いたします。

次に、(2)選考の資料と観点についてでございます。

まず、調査書ですが、資料は2種類を考えております。一つは児童の状況調査書です。

小学校指導要録に基づき、小学校5・6年生時における各教科の学習の記録のほか、総合的な学習の時間、特別活動、行動、出欠の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項などを、出願者の在籍する小学校に記載していただくものです。出願書類とともに提出していただくことを予定しており、小学校での教科等の学習状況や諸活動に関する状況などを確認いたします。

もう一つは、出願理由等説明書です。

出願者の直筆により記載していただくもので、中等教育学校を志望する理由、入学後に取り組みたいこと、小学校時代に特に力を入れて取り組んできたことなどを記載してもらいます。これにより、志望理由などを確認いたします。

次に、適性検査については、筆記による検査ですが、特定の教科の内容に特化しない出題による、小学校での日常の学習などにより身につけた、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを確認いたします。

最後に、個人面接については、面接を通して、志望動機や目的意識、学びへの興味・関心や意欲、学校生活に対する対応力、基礎的なコミュニケーション能力などを確認します。

続いて、入学予定者の決定についてです。

1次検査、2次検査を通じて、各資料に基づき入学候補者を選考しますが、入学候補者につきましては、厳格に序列化を行うものではなく、その中からどの児童が入学してもよいと考えておりますので、最後に、入学候補者全員に対し、男女別に公開抽せんを行い、最終的に入学予定者を決定いたします。

最後に、4、その他としまして、(1)入学者決定に係る詳細につきましては、

別途教育長が定め、実施要項等において示すこととする。(2)適性検査の結果につきましても、請求があった場合は、本人及び保護者に対して提供すること。(3)入学者決定方法の在り方については、数年間の実施状況を踏まえ検証する。

以上の3点を留意する点として定めております。

次に、Ⅲ、移行期間における4年次編入学についてですが、1、基本的な考え方として、中等教育学校では、高校入学率減少の緩和などを目的に、開校から3年間に限り、4年次への編入学を行います。募集人員は、男女別の定員は設けずに、合計で160名とします。

3、編入学予定者の決定方法につきましては、中学校における学習の成果を踏まえ編入学を認めるものであり、出願者にとっては、高等学校進学段階の進路の一つとして選択するものであることから、現行の市立高等学校に準じた入学者選抜を実施し、編入学予定者を決定します。

その他項目としては、編入学決定に係る詳細についても、入学者決定方法と同様に、別途、教育長が定め、実施要項等において示すこととしております。

説明は、以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

今まで教育委員としても入学者決定に関しては、今回の基本方針案をつくるまでに事務局ともたびたび意見の交換等を通して議論してまいりました。それで、こういう形でほぼ固まったので、これについて最終審議をして正式決定をしたいということです。これまでにご質問やご意見等を出していただいたもの以外にも、既にご質問、ご意見したことを確認しておきたいとか、いろいろあるかと思えます。ご自由に、ご質問、ご意見、あるいは要望等を出していただければと思います。

○臼井委員 ちょっと細かなことですが、1ページ目のⅡの入学者決定の方法の1の募集等についての(1)の出願資格です。ここで、出願資格は「小学校等」と「等」をつけております。それから、卒業見込み、または、修了見込みとあるのですけれども、一般的に考えると、小学校以外というのはどんなケースになるのか、あるいは、卒業ではなくて修了見込みというのはどんなケースなのか、ちょっと伺いたいです。

○学校教育部長 一般的に、市内の公立の学校であれば小学校で、小学校卒業となりますけれども、例えば、インターナショナルスクールとか、海外でそれ相当の小学校段階を修了してきた者も当然いることが考えられますので、そう

なるようにしております。

○**臼井委員** 修了見込みというのは、それに準じてということですか。

○**学校教育部長** はい。

○**山中委員長** ほかにございますか。

私からお尋ねしますが、その他の中の入学者決定方法のあり方については、数年間の実施状況を踏まえて検証するということですが、ここで数年間というのはどの程度を考えるのか、また、検証というのは、現在決定しようとしている基本方針について、その検証の結果、変更ということを当然前提にするというか、あり得るのだということでしょうか。その辺をお伺いします。

○**学校教育部長** 当初は、志願者が多くなるということで、これまでの中等教育学校の例を見てもそういう状況が考えられますので、それをある程度想定した中で、今回、選考方法を考えております。そういう意味では、一旦、中等教育学校がある程度開校して進んだときに、その志願状況とか、入ってくる子どもたちの様子などを検証する必要があるだろうということで、何年と定めているわけではございませんが、その辺の状況を踏まえる年数は必要かと思っています。

そういう意味では、この検証するという中身は、今回出しているものについて、ある程度入るというか、変わるというか、そういうものもあり得るだろうと考えております。

○**山中委員長** 数年間というのは、1年や2年でがらっと変わるということにはなかなかならない、ある程度の経験を踏まえてということになるわけですね。

○**学校教育部長** はい。

○**山中委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**池田（官）委員** 確認ですが、入学候補者、すなわち公開抽せんの対象になる方の人数や男女比などについては公開しないということですか。

○**宮地中等教育学校担当課長** ご本人宛てには通知は出させていただきますけれども、インターネット上といった部分での公開というのは、この時点では控

えさせていただきますと思っています。また、人数についても、あらかじめ何人というふうに決めておくことはないということです。

○山中委員長 入学候補者の第1次選考の結果としては、最大480人、3倍以内ですね。そこでは一旦切るということですね。

○学校教育部長 はい。その後の第2次選考、面接の状況を考えましたら、それぐらいの数まで絞らないと進まないだろうということです。

○山中委員長 年によって、400人であることもあり得るし、480人ぐらいになることもあり得るということですね。

○学校教育部長 はい。以内ということで考えています。

○山中委員長 そこまで絞ったら、基本的にはこの学校に入学するだけの適性があると見て、あとは公開抽せんで行うという形ですね。

ほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 3の入学予定者の決定についてというところで、この文書だけ読むと、公開抽せんだけを行うが、公開抽せんしかやっていないように見えます。最終決定という言葉などにはならないのでしょうか、決定だから、こういう書き方でいいのでしょうか。

○学校教育部長 1次検査、2次検査までは、あくまでも候補者なのです。そういう意味で、ここでは予定者の決定と書いております。

○山中委員長 ほかによろしいですか。

これは、一般の方がざっとご覧になったときに、入学者決定の方法のⅡとⅢの移行期間における4年次編入学という関係がどうもよくわからないと言われる可能性もあると思いますが、その辺は気をつけていただいたほうがいいかなと思っています。Ⅲのほうでいっている編入学というのは、高校のほうの部分だけで、しかも、本来といたら変ですけれども、中等教育学校そのものの入学者ではないのですね。

○学校教育部長 基本的には後期課程という位置づけです。本来的には、1年生から始まって、1、2、3、4、5、6と上がっていくのが本来ですが、そ

ここにも書いてありますように、いっぺんに高校の枠がなくなってしまうと、中学校を卒業した子どもたちに対する入学の機会が減ることになりますので、ここで編入学という形で枠を持っています。その辺のところは、編入学者をどう見ていくかという課題はあるのですが、基本的には、後期課程の4年生に入ってくるという建前と言ったら変ですが、そういう位置づけになっています。

○**山中委員長** 制度上は、中等教育学校の第1卒業生は、4年次編入学者ということになるのですね。

○**学校教育部長** そういうことになります。それが4、5、6と上がって行って、6年になったときに1期生になります。

○**山中委員長** そこが変な感じもありまして、一般の方からどう理解されることになるかと、ちょっと心配です。

○**臼井委員** 私も委員長と全く同じですが、前にも、ここで伺いましたのですが、4年次編入は、確かにシステムがわかる人にすると6年の中の4年次とわかるのですが、それを全くご存じではない人になると、4年次というのは、要するに高1なのだということと、今までのシステムを一部不完全なままになっていて、移行措置の間のということで、話を聞くとよくわかるのですが、いきなり読むと、4年次編入とは何なのだろうと、ちょっと違和感があります。

これは、2ページにおさまるようにしていることもあろうかと思うのですが、説明会のところでは、かなり丁寧に、いわゆる旧来のシステムと、皆さんそれをイメージしているので、それを対応づけてお話しされるとどうかと思いました。

○**学校教育部長** 基本構想の中では、図式を入れたようなところを設けているのですが、そういうものも取り入れながら市民の方にはわかりやすく説明できる形は整えたいと思います。

○**宮地中等教育学校担当課長** 今後、対外的にお示しするときには、ちょっと注釈とかをつけながら説明を付記していきたいと思います。今日は、公的な書き方にしております。

○山中委員長 選抜も、結局、中等教育学校の選抜方式ではなくて、市立高等学校の入学試験方式ですよということですね。そこに一部分、何か異質なものがくっついているような気がしてしまいます。

そこをできるだけわかりやすく説明していただくということは必要だと思いますが、他方、教育課程の中では、高校から入る形ではあるけれども、新しい開成中等教育学校の教育理念、そしてまた、これから実施されるであろう高等学校課程の教育内容、そういったものを先取りしながらやっていくようにはなるのでしょうか。

○学校教育部長 はい。

○山中委員長 ほかにはいかがでしょうか。
特にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、第1号議案につきましては、事務局提出の基本方針案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、そのように決定いたします。

◎議案第2号 札幌市奨学金の奨学生選定方式の一部変更について

○山中委員長 続いて、議案第2号に入ります。事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 それでは、議案第2号の札幌市奨学金の奨学生選定方式の一部変更についてご説明いたします。

本奨学金制度は、意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を支給し、有用な人材を育成することを目的に実施しているところでございます。

本日お諮りいたしますのは、奨学生選定方式の一部変更についてでございます。

現在、奨学生の選定は年2回実施しており、翌年の4月に高等学校、大学等へ進学予定の者をあらかじめ前の年の12月に選定する予約採用、在学学生を対象として6月に選定する補充採用、さらに、これまで奨学生であった者を引き続き選定する継続採用がございました。

選定の流れについて、まず、資料の1ページ、1、(1)選定の流れをご覧ください。

現在、予約採用、補充採用の選定方法は、①で教育委員会から諮問を受けた札幌市奨学審議委員会が、②の事務局で作成した資料をもとに、③、④で書類審査、面接審査を実施した後、⑤で教育委員会へ答申いたします。なお、前年度から奨学生であった者を引き続き選定する継続採用につきましては、④の面接審査を実施しておりません。

このような流れで奨学審議委員会から提出された答申について、⑥の教育委員会会議で奨学生を決定していただいているところです。

次に、現行の選定方式の課題についてご説明いたします。

(2)選定方式の課題についてをご覧ください。

先ほどご説明しましたとおり、現在の選定方式は書類審査と面接審査の2段階で実施しており、その選定方式での課題ア)からオ)の5点のうち、エ)を除いた4点が面接審査に係る課題となっております。

まず、ア)から順にご説明申し上げます。

ア)面接審査に係る志願者の負担については、受験直前、あるいは学校の定期考査期間と面接審査が重複しております。時期を多少変更したとしても、受験時期であることは変わらず、また、定期考査や学校行事の時期も各学校で日程が異なることから、全ての志願者が重複しない日程を組むことが困難な状況であります。

ほかにも、本奨学金は、保護者が札幌市民であれば志願資格があるため、本

州方面等の在学者が志願し、面接審査のために高額な交通費をかけて面接に参加する場合、経済的な負担になっております。

次に、イ) 面接欠席者の扱いについてです。

遠隔地で来札が困難な者や学校行事で面接を欠席した者につきましては、やむを得ない理由があるとして書類審査のみで選定しており、実際に面接出席者と欠席者の負担に差が生じております。

次に、ウ) 面接審査の形骸化についてであります。

現在の面接審査では、既に学校長の推薦を得ている者について面接をしていることから、少なくとも15年以上の間、面接審査で問題ありとされ選定されなかった者の記録はなく、事実上、将来の夢や本人の努力に対する審議委員からの激励の場となっております。

次に、エ) 書類審査の方法についてです。

現在の書類審査は、その世帯の収入、成績等を数値化し、上位の者から機械的に選定候補者としており、審議会においては、事務局作成資料の確認をする形式となっております。

最後に、オ) 他都市制度との均衡についてです。

現在、給付型の奨学金を持つ政令市は本市を含め9都市ありますが、面接審査を実施しているのは本市のみであり、多くの都市では、人物評価について、推薦する学校長に一任している状況です。

以上の選定方法の課題についての解決策として、(3)(4)にありますように、まず、審査会による面接審査を廃止し、書類審査のみといたします。

さらに、書類審査について、所得、成績等を数値化し、恣意性が入り込む余地が少ないことから、審議会への諮問をせずに、事務局作成案を直接、教育委員会会議でお諮りすることといたします。

この選定方法の一部変更により、次のページの3の(4)審議委員の非改選のとおり、今年度、奨学審議委員の改選をしないこととし、今後、例えば国の給付型奨学金が創設された場合など、本市奨学金の金額などについて諮問が必要となった場合に、改めて委員を委嘱、任命をしていきたいと考えております。

提案の説明は、以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○池田(官)委員 (2)の選定方法の課題のウ) 面接審査の形骸化についてですが、過去15年以上の間、選定されなかった者の記録はないということは理解で

きます。ただし、これは、面接審査があるということが出願の前提となっていて、一定の面接審査があるということが出願に対する抑止力になっていた可能性はないのでしょうか。つまり、面接審査を廃止することによって、面接がないのだからということで、多少問題があるような方も出願されてくるようになる可能性についてはいかがでしょうか。

○**教育推進課長** それについては、学校のほうで、学校長が人物評価ということで、その生徒についての日ごろの行動ですとか、勉学に対する態度ですとか、その辺のことを記載していただけるようになっております。

今後につきましては、もし面接審査を廃止することをご承認いただきましたら、学校長の面接、推薦の調書についてももう少し詳しく評価していただけるような形で直していきたいと考えております。

○**池田（官）委員** わかりました。

○**山中委員長** 学校のほうに、そういうふうに制度が変わるので、そのことを意識して、しっかりした内部選考を通して推薦してくださいということを毎年のように言っていく必要があると思います。それだけの自覚を持って推薦してくれということですね。今までも、当然、自覚を持って推薦はしているのでしょうかけれども。

○**阿部委員** ア)の(2)の選定方法の課題のところの面接に来る本州の方の経済的な負担になっているところがあるのですけれども、実際に面接に来ること、イ)のところ欠席者の扱いということでそうなっているとあるのですが、全体の割合として、どのぐらいの方が欠席されているのですか。課題として上がっているということは、欠席する人が多いというイメージがあります。

○**教育推進課長** 予約採用はこちらにいらっしゃる入学前の方ということですが、直近では平成25年度の補充採用のほうで、実際、高校5名、大学6名の11名が面接を欠席しておりまして、全てが遠隔地というわけではないのですけれども、テスト期間とか、柔道の全国大会とか、いろいろな理由があるのですが、遠隔地を含めて11名の方が欠席という形になっております。

○**阿部委員** そのうち、遠隔地の方が11名のうち何名かという数字は出ているのですか。これを読むと、遠隔地が理由で来ていない人がいるというのが課題の一つのような感じがしますが。

○学事係長 これも調べていますけれども、毎年ずっと続けていまして、東京のほうに在学している方からの連絡も結構あるのです。

今までは、来なければ採用されませんとか一切言っていない、不利になりますとも言えないものですから、あくまでもご本人に判断を任せていたということがあって、それで無理をして来た方もいるという話を我々のほうでもわかっていましたので、今回、こういうご提案をさせていただいているということです。

○山中委員長 東京のほうから来ると、奨学金の半分ぐらいなくなってしまうですね。

○学事係長 そうです。

○阿部委員 奨学金というのはお幾らですか。

○学事係長 公立の高校と大学、それと私学で金額が違っています。

○大西学事係員 高校の公立が5,000円、私立が月額8,000円で、大学の公立が月々6,000円、私立が月々9,000円となっています。

先ほどのお話の高校、大学の5名、6名の欠席者のうち、遠隔地のためというふうに欠席していたのは、大学のほうで3名、大阪大学、東京大学、筑波技術大学所属の方です。

○山中委員長 11名中3名ですね。

○大西学事係員 はい。

○山中委員長 ほかにいかかでしょうか。

○臼井委員 審議会委員の非改選ということです。読んでいて理解できなかったものですから確認ですが、現在の委員は、ことしの11月27日まで委員ですね。そうすると、11月27日が終わったら、委員は全て解任されて、審議会は事実上なくなるのですか。

○学事係長 休止という形です。

○**臼井委員** ですから、委員は事実上いない状態で、必要なときに新たに委員を選定ということですね。

○**学事係長** はい。

○**山中委員長** 面接の段階で、面接自体が将来に対する夢や本人の努力に対して激励する場になっているようなことを書いておりますが、そういうことによって、本人が大変感激して頑張るといような効果はあったのですか。

○**教育推進課長** それについては、委員長がおっしゃるようなこともあろうかと思ひまして、検討しておりますのは、採用された者に対して、例えば、教育長名でそのような文書をつくって採用通知と一緒に文書もお送りするというところで、同じような効果を期待できるかと考えております。

○**山中委員長** 過去は、奨学生として採用される方が少なく、それがどんどん増えてきたのですね。そうすると、面接でふるい落とすということがなくなって大丈夫なのかという心配はありませんか。

○**学事係長** 過去からそうですけれども、実際に面接の段階で、数値的には奨学生に認定する人数を選んで面接していました。今回は、面接をするかしないかという部分だけですので、そこは影響がないかと思ひます。

○**山中委員長** 面接をやめることによる経費節減効果はあるのですか。

○**教育推進課長** まず、面接自体は会場借り上げ費等が不要になるという効果はあります。審議会委員を委嘱しないということであれば、その報酬の部分で若干の効果があると考えてございます。

○**学事係長** 年間で100万程度の削減になります。

○**山中委員長** それを狙ってやるわけではないですけども。
ほかにございませんか。

○**臼井委員** その後の話ですが、選考された方について、例えば、大学生であれば、基本的には4年で、留年した場合には関係なくて4年ということになっ

て。

○**学事係長** 大学院もありますので、その年数に関しては問題なしです。

○**臼井委員** 学部については4年間ということですね。

○**学事係長** ただ、留年の理由が、体調が悪くて入院したとか、留学という場合は年数が超えても、内容的なものを見てということもあります。

○**臼井委員** 伺いたかったのは、育英会の場合でしたら、貸与ですけれども、例えば単位が一定数以下であるとか、成績の平均が幾ら以下であれば打ち切りということもあり得るのですけれども、札幌市の給付の場合にはそういうことはないのですか。

○**学事係長** 本市の条件としてはないのですけれども、実際には学校のほうで、継続の方で推薦をしてこないということがありますので、そういうことには怠学に近い状態で、学校に来ていないという方を推薦されていないということはあるようです。

○**臼井委員** あくまでも学校側の申し出によるということですね。

○**学事係長** はい。

○**大西学事係員** ただ、継続採用を学校のほうに依頼するときに、怠学による留年などについては厳しく対応してくださいと、我々の依頼文でお願いしているものですから、それに基づいて成績不良のためということで辞退の届け出をさせるような高校があります。

○**臼井委員** 現実にはあるのですか。

○**学事係員** あります。

○**池田（官）委員** 関連していると思うのですが、面接を廃止することにより、審議会が休止状態になるということで、審議会の職務内容のところに奨学金の廃止、休止、減額という項目もあります。審議会が休止となることによって、この廃止、休止、減額の決定等に不都合が生じないのでしょうか。

○学事係長 今回面接をしないということだけで、成績に基づいて委員会で直接対応いたしますので、その辺の変化はありません。もし奨学金を廃止してもということが出たときには、審議会を設置して、改めてお願いをいたしますので、そういった部分で影響はないです。

○池田（官）委員 審議会の職務内容の廃止、休止というのは個人の奨学生に対するものではないのですか。

○学事係長 ではなくて、制度そのものの改廃については審議会を設置いたします。

○池田（官）委員 了解いたしました。

○山中委員長 ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 特になければ、提案どおり決定でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、議案第2号につきましては、ご提案どおり決定されました。

以上をもちまして、これからあとは公開しない議案となりますので、傍聴者の方は退席していただくようお願いいたします。

以下 非公開